

令和 7 年 7 月 29 日

医療事故の発生について

一般財団法人新潟県地域医療推進機構
魚沼基幹病院病院長 生越 章

このたび、当院において医療事故が発生しました。患者さん及びにご家族に多大な不安と苦痛を与えてしまったことに、心よりお詫び申し上げます。また、当院で治療を受けられている患者さんをはじめ、地域の皆様の信頼を損ねる事故を起こしてしまったことについて、重ねてお詫び申し上げます。今後は事故防止策を徹底し、二度とこのようなことが起きないように努めてまいります。

魚沼基幹病院事故公表基準に基づき、医療事故の概要を公表します。

【医療事故の概要】

1 患者さん 湯沢町在住の 60 歳代の男性

2 経 過

- (1) 令和 4 年 3 月 31 日、腹部大動脈瘤破裂による腹痛等を訴えて当院に救急搬送された際、腹部～骨盤部の C T 上、肺癌を疑わせる画像所見がありました。
- (2) 同日中に長岡市内の救急病院に緊急転院しましたが、転院先病院と患者さんに対してその旨の連絡がなされませんでした。
- (3) 胸部から背部にかけた痛みがあり、地域の医療機関から当院に紹介を受け、令和 7 年 4 月 22 日から肺がん及び多発骨転移の診療を開始しました。
- (4) 緊急の転院が必要なケースであったとはいえ、連絡しなかったことにより治療の開始が遅れてしまいました。
- (5) 現在、当該患者さんは当院に入院しながら肺癌に対する治療を継続しています。
- (6) 患者さん及びご家族には、事故の発覚後速やかに事実経過を伝え病院として謝罪いたしました。なお、患者さんとは示談が成立しております。

3 再発防止策

第三者による読影結果の既読の確認に追加して、令和 7 年 2 月 10 日より、検査目的外の所見に対応していることを確認する体制を構築しています。このことにより同様の事例の発生を防ぐことが可能となっています。

〈問い合わせ先〉

一般財団法人新潟県地域医療推進機構
魚沼基幹病院 事務部次長 関
電話：025(777)3200